

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

自然とともに輝くまちづくり計画（2期）

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県

高知県吾川郡仁淀川町

3. 地域再生計画の区域

高知県吾川郡仁淀川町の全域

4. 地域再生計画の目標

仁淀川町は、平成17年8月1日に池川町、吾川村、仁淀村の3町村が合併して誕生した町である。

本町は、高知県の北西部に位置し、高知市からは50km、車で約1時間半の距離にある。広域的にみると高知市と松山市の間に位置し、両市を結ぶ国道33号と四国を東西に結ぶ国道439号が交差する地域で、北に四国山地、東西に仁淀川が横断している。町の面積は、東西16km、南北に29km、総面積332.96km²で高知県の4.7%を占めている。地形は標高100m～1,800mと標高差が大きく、集落は川沿いや急峻な斜面に散在しており、農地面積は全体の約1%しかなく、約90%は森林であり、そのうちスギ、ヒノキといった人工林の占める割合が高くなっている。

本町の現状は、過疎高齢化（高齢者比率50.2%：平成22年国勢調査による）が著しく進行し、長引く木材価格の低迷とも相まって除間伐など植林の管理が不十分となり、森林の荒廃や耕作放棄地が増加し、山村が担っている国土・環境保全、水源のかん養といった多面的・公益的機能の役割を十分に果たせていない状況にある。また、長引く景気の低迷等による大幅な財源不足にあり、町・林道などの基盤整備は依然として遅れており、近い将来に起こると予想されている南海地震などに備えた施設整備は急務の課題となっている。

このような状況の中、交通網の整備は経済・社会活動の基礎であり、特に高齢化の進んでいる当町においては、緊急及び福祉車両の通行、病院への通院、各種公共施設へのアクセスなど時間距離の短縮は安心・安全なまちづくりに必要不可欠なものとなっている。また、森林の荒廃は町に止まらず社会的にも大きな問題となって

おり、清流保全や森林の持つ水源のかん養等の公益的機能を高めるため、計画的な除間伐等の実施や広葉樹林化の推進など森林の整備は急務である。

このために、本計画に掲げる道整備交付金事業及びその他関連事業を一体的・効率的に行うことにより、時間距離の短縮を目指した一体性・利便性の高い道路網の整備を進める。併せて、計画的な除間伐等の森林施業及び効率的な木材搬出を行い、森林の持つ水源のかん養等の公益的機能を高めると共に林業の振興を図る。

また、本町には山、清流といった豊かな自然と、その自然を有効に利用した観光資源や農林業、町内に散在する各集落に受け継がれてきた伝統文化、さらには全国に先駆けた高齢化最先端地の取組みとして、保健師による巡回訪問調査やコミュニティバスによる外出支援事例など豊富な地域資源が町内に幅広く存在している。これらの地域資源を、町内はもとより町外の学校・教育関係機関や団塊世代の退職者など幅広く情報発信をし、子供からお年寄りまであらゆる世代のフィールドワークの場として有効に活用し、さらに地域おこし協力隊などの制度を活用し、地域間交流人口の増加により地域の活性化を図る。さらに南海地震などに備えた耐震施設の整備だけでなく、豊富な資源である町産材を活用した住宅の新・改築を推進し、安全の確保と産業の活性化を図る。そのためには、町内に幅広く点在する地域資源へのアクセス条件の改善ならびにライフラインの確保ということからも、一体性・利便性の高い道路網の整備は必要不可欠である。

以上により、地域の恵まれた宝を活かし、そこに暮らす一人ひとりが、そこに住んでいてよかったと思える、そこに住んでいることに誇りを持てる安全で安心な地域社会を目指し、交流によって生まれた絆により、子供からお年寄りにいたるまで、自然とともに輝き豊かで健康な活力あるまちづくりを行うこととする。

【目標 1】 町道の整備による各種公共施設へのアクセス改善

- ・災害時の迂回路となる道路の整備率の6%（79%→85%）向上

【目標 2】 町道と連携した林道網の整備及び間伐等による林業振興

- ・地域再生区域内の林業者の生産量を1人日当たり2m³増加

【目標 3】 地域資源を活かした交流人口の拡大

- ・観光入り込み客数の5%（7214人→7575人）増加

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

国道33号、439号及び494号が地域の基幹道路であり、それらに接続する町道・林道において、一体性・利便性の高い道路網の整備により時間距離の短縮を図るため、新たな路線の開設、未舗装路線の舗装、狭小で危険な箇所改良、及び老朽化の進む橋梁の改修を行う。

その他関連事業として、各種補助事業の導入による町・林道の整備及び間伐

補助事業による森林整備を併せて行う。また、地域資源を有効活用した地域間交流人口の増加により地域の活性化を図る。

以上により、地域再生計画の目標達成を目指す。

5-2 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所は別添の整備箇所を示す図面による。

- ・町道：道路法に規定する町道に認定済み。
- ・林道：森林法による嶺北仁淀地域森林計画（平成16年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道（仁淀川町）仁淀川町
- ・林道（仁淀川町）仁淀川町、高知県

[事業期間]

- ・町道（平成24年度～平成26年度）
- ・林道（平成24年度～平成28年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 2.4 km 林道 13.8 km
- ・総事業費 2,370,000千円（うち交付金 1,167,000千円）
町道 775,000千円（うち交付金 387,500千円）
林道 1,595,000千円（うち交付金 779,500千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、自然とともに輝き豊かで健康な活力あるまちづくりを達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・緊急間伐総合支援事業等により、除間伐を促進し森林の持つ公益的機能の向上及び林業振興を図る。
- ・学校・教育関係機関や団塊世代の退職者など、あらゆる世代のフィールドワークの場として地域資源を提供し、地域間交流人口の増加により地域の活性化を図る。
- ・地域おこし協力隊の制度を活用し、町の魅力などを新たな視点からPRするなどして交流人口の拡大を図る。
- ・防災施設の充実を行い、安心して生活できる環境を整えることにより、産業の安定ならびに観光人口の拡大を図る。

6. 計画期間

平成24年度～平成28年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。